

澁川地区広域市町村圏振興整備組合議会会議録

令和7年3月臨時会
(3月28日)

令和7年3月協議会
(3月28日)

澁川地区広域市町村圏振興整備組合議会事務局

令和7年3月臨時会

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会会議録

(3月28日)

目 次

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	2
議事日程第1号	3
開 会	4
開 議	4
諸般の報告	4
日程第 1 議席の指定	5
日程第 2 議長の選挙	6
議長挨拶	6
日程第 3 会期の決定	7
日程第 4 会議録署名議員の指名	7
日程第 5 議案第5号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合監査委員の選任の同意について	8
閉 議	8
閉 会	9

令和7年3月渋川地区広域市町村圏
振興整備組合議会臨時会会議録

第1日

令和7年3月28日(金曜日)

出席議員(14人)

2番	福島丘泰	議員	3番	反町英孝	議員
4番	善養寺孝	議員	5番	板倉正和	議員
6番	後藤弘一	議員	7番	田中猛夫	議員
8番	生方勇二	議員	9番	飯塚憲治	議員
10番	廣嶋隆	議員	11番	山内崇仁	議員
12番	清水健一	議員	13番	安力川信之	議員
14番	角田喜和	議員	15番	小池春雄	議員

欠席議員(1人)

1番 埴田裕之 議員

説明のため出席した者

副管理者	柴崎徳一郎	副管理者	南千晴
副管理者	伊勢久美子	事務局長	島田志野
消防長	山田知巳	消防本部長	角田泰紀
消防署長	原孝二	会計管理者	生方茂樹
総務課長	根井邦彦	事業課長	外丸正一
清掃センター長	荒井一浩	環境クリーンセンター長	横手和敏
消防本部長	萩原勇人	消防本部長	狩野設衛
消防本部長 施設整備室長	石田正外	総務課長 企画財政係長	狩野健一
消防本部長 総務課庶務係長	藤木雅	事業課管理係長	山本豊彰
事業課施設係長	関口剛士		

事務局職員出席者

書記長	石北 仁	書記	都丸 健一
書記	町田 直哉	書記	鶴巻 大輔

議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和7年3月28日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 議席の指定
 - 第 2 議長の選挙
 - 第 3 会期の決定
 - 第 4 会議録署名議員の指名
 - 第 5 議案第5号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合監査委員の選任の同意について
(提出者説明、質疑、討論、表決)
-

会議に付した事件

議事日程に同じ

開 会

午前10時

副議長（廣嶋 隆議員） おはようございます。本日はお忙しいところご参集いただきましてありがとうございます。

現在議長が欠けているため、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長によって議長の職務を行いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

これより令和7年3月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名です。議会は成立いたしました。

なお、埴田裕之議員から欠席の届けがありました。

地方自治法第121条の規定により、管理者のほか関係職員の出席を求めます。

なお、高木管理者から欠席届がありました。

開 議

午前10時01分

副議長（廣嶋 隆議員） これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

諸 般 の 報 告

副議長（廣嶋 隆議員） 日程に先立ち、この際諸般の報告をいたします。

お手元に配付しました文書表のとおりであります。

なお、この報告にありますように、このほど渋川市議会議員の辞職に伴い、組合議会議員の異動がありましたので、この際ご紹介いたします。それぞれ自席においてご起立をお願いいたします。

渋川市議会議長、安力川信之議員、渋川市議会選出、埴田裕之議員、同じく福島丘泰議員、同じく反町英孝議員、同じく板倉正和議員、同じく後藤弘一議員、同じく田中猛夫議員、同じく山内崇仁議員、同じく角田喜和議員。

なお、説明員にもこの際自己紹介をいたさせます。

副管理者（柴崎徳一郎） 副管理者、吉岡町長、柴崎徳一郎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

副管理者（南 千晴） 副管理者の南千晴です。よろしくお願いいたします。

副管理者（伊勢久美子） 副管理者、渋川市副市長の伊勢久美子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局長（島田志野） 広域組合事務局長の島田志野と申します。よろしくお願いいたします。

消防長（山田知巳） 消防本部消防長の山田知巳と申します。よろしくお願いいたします。

消防本部総務課長（角田泰紀） 消防本部総務課長の角田泰紀と申します。よろしくお願いいたします。

消防署長（原 孝二） 消防署長の原孝二と申します。よろしくお願いいたします。

会計管理者（生方茂樹） 会計管理者の生方茂樹と申します。よろしくお願いいたします。

総務課長（根井邦彦） 広域組合総務課長の根井邦彦です。よろしくお願いいたします。

事業課長（外丸正一） 広域組合事業課長の外丸と申します。よろしくお願いいたします。

清掃センター所長（荒井一浩） 清掃センター所長、荒井一浩と申します。よろしくお願いいたします。

環境クリーンセンター所長（横手和敏） 環境クリーンセンター所長の横手和敏です。どうぞよろしくお願いいたします。

消防本部警防課長（萩原勇人） 消防本部警防課長の萩原勇人と申します。よろしくお願いいたします。

消防本部予防課長（狩野設衛） 消防本部予防課長の狩野設衛と申します。よろしくお願いいたします。

消防本部施設整備室長（石田正外） 消防本部施設整備室長の石田正外と申します。よろしくお願いいたします。

総務課企画財政係長（狩野健一） 事務局総務課企画財政係長の狩野健一と申します。よろしくお願いいたします。

事業課管理係長（山本豊彰） 広域組合事業課管理係長の山本豊彰と申します。よろしくお願いいたします。

事業課施設係長（関口剛士） 広域組合事業課施設係長の関口剛士と申します。よろしくお願いいたします。

消防本部総務課庶務係長（藤木 雅） 消防本部総務課庶務係長の藤木雅と申します。よろしくお願いいたします。

書記長（石北 仁） 書記長の石北仁と申します。よろしくお願いいたします。

書記（都丸健一） 書記の都丸健一と申します。よろしくお願いいたします。

書記（町田直哉） 書記の町田直哉と申します。よろしくお願いいたします。

書記（鶴巻大輔） 書記の鶴巻大輔と申します。よろしくお願いいたします。

副議長（廣嶋 隆議員） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議席の指定

副議長（廣嶋 隆議員） 日程第1、議席の指定を行います。

議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により副議長において指定します。

1番、埴田裕之議員、2番、福島丘泰議員、3番、反町英孝議員、4番、善養寺孝議員、5番、板倉正和議員、6番、後藤弘一議員、7番、田中猛夫議員、8番、生方勇二議員、9番、飯塚憲治議員、10番、廣嶋隆議員、11番、山内崇仁議員、12番、清水健一議員、13番、安力川信之議員、14番、角田喜和議員、15番、小池春雄議員。

以上のとおり指定いたします。

日程第2 議長の選挙

副議長（廣嶋 隆議員） 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（廣嶋 隆議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。副議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（廣嶋 隆議員） 異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決しました。

議長に安力川信之議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長において指名しました安力川信之議員を議長の当選人と定めることについてご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（廣嶋 隆議員） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました安力川信之議員が議長に当選されました。

議 長 挨 拶

副議長（廣嶋 隆議員） 当選されました安力川信之議員が議長におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

当選人の発言を求めます。

安力川議員。

（議長安力川信之議員登壇）

議長（安力川信之議員） ただいま廣嶋隆副議長からご指名をいただきまして、組合議会議員の皆様のご承認をいただき、引き続き渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会の議長の大任を拝することになりました安力川信之でございます。榛東村、吉岡町、そして渋川市、各自治体が心をついに合わせて、圏域住民の福祉の向上、環境整備に組合議会として使命を果たせるようにしっかりと働いてまいります。どうぞ今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

副議長（廣嶋 隆議員） ここで議長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。

安力川信之議長、議長席にお着き願います。

(議長安力川信之議員議長席に着く)

休 憩

午前10時10分

副議長(廣嶋 隆議員) 着座のまま暫時休憩いたします。

再 開

午前10時10分

議長(安力川信之議員) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第3 会期の決定

議長(安力川信之議員) 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期の臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(安力川信之議員) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第4 会議録署名議員の指名

議長(安力川信之議員) 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において7番、田中猛夫議員、14番、角田喜和議員を指名いたします。

日程第5 議案第5号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合監査委員の選任の同意について

議長（安力川信之議員） 日程第5、議案第5号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合監査委員の選任の同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

柴崎副管理者。

（副管理者柴崎徳一郎登壇）

（3番反町英孝議員午前10時11分退席）

副管理者（柴崎徳一郎） ただいまご上程いただきました議案第5号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合監査委員の選任の同意について、議案のご説明を申し上げます。

本組合の監査委員でありました田邊寛治氏が令和7年3月6日に辞職したことに伴い、その後任者として反町英孝氏を選任したいと思っております。

地方自治法第196条第1項及び渋川地区広域市町村圏振興整備組合同規約第10条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

反町英孝氏の生年月日及び住所は、記載のとおりであります。

以上で説明を終了いたします。よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（安力川信之議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり同意することに決しました。

（3番反町英孝議員午前10時13分出席）

閉 議

午前10時13分

議長（安力川信之議員） 以上で今期臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

これにて会議を閉じます。

閉 会

議長（安カ川信之議員） これをもって令和7年3月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前10時14分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議長 安 力 川 信 之

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会副議長 廣 嶋 隆

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員 田 中 猛 夫

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員 角 田 喜 和

議 員 全 員 協 議 会

(3月28日)

目 次

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	2
開 会	3
報告事項	3
閉 会	11

令和7年3月渋川地区広域市町村圏
振興整備組合議会議員全員協議会会議録

第1日

令和7年3月28日（金曜日）

出席議員（14人）

2番	福島丘泰	議員	3番	反町英孝	議員
4番	善養寺孝	議員	5番	板倉正和	議員
6番	後藤弘一	議員	7番	田中猛夫	議員
8番	生方勇二	議員	9番	飯塚憲治	議員
10番	廣嶋隆	議員	11番	山内崇仁	議員
12番	清水健一	議員	13番	安力川信之	議員
14番	角田喜和	議員	15番	小池春雄	議員

欠席議員（1人）

1番 埴田裕之 議員

説明のため出席した者

副 管 理 者	柴 崎 徳一郎	副 管 理 者	南 千 晴
副 管 理 者	伊 勢 久美子	事 務 局 長	島 田 志 野
消 防 長	山 田 知 巳	消 防 本 部 長	角 田 泰 紀
消 防 署 長	原 孝 二	会 計 管 理 者	生 方 茂 樹
総 務 課 長	根 井 邦 彦	事 業 課 長	外 丸 正 一
清 掃 セ ン タ ー 長	荒 井 一 浩	環 境 ク リ ー ン セ ン タ ー 所 長	横 手 和 敏
消 防 本 部 長	萩 原 勇 人	消 防 本 部 長	狩 野 設 衛
消 防 本 部 長	石 田 正 外	総 務 課 長	狩 野 健 一
消 防 本 部 長	藤 木 雅	企 画 財 政 係 長	山 本 豊 彰
消 防 本 部 長	関 口 剛 士	事 業 課 管 理 係 長	

事務局職員出席者

書記長	石北仁	書記	都丸健一
書記	町田直哉	書記	鶴巻大輔

開 会

午前10時27分

議長（安力川信之議員） これより議員全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14人であります。

なお、1番、埴田裕之議員から欠席の届出がありました。

報 告 事 項

議長（安力川信之議員） 報告事項（1）、次期最終処分場施設整備基本計画についての説明を求めます。

島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 本日は、3月組合議会臨時会でお疲れのところ議員全員協議会を開催していただき、誠にありがとうございます。次期最終処分場施設整備基本計画についてご説明をさせていただきます。

資料は施設整備基本計画本書とその概要版が用意されておりますが、本日の説明は概要版でさせていただきたいと思っておりますので、お手元のA3カラー版の資料をお願いいたします。なお、資料は裏表となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

表面の1ページをお願いいたします。1、最終処分場の基本方針となります。最終処分場の施設整備に当たって、次の3項目を基本方針としております。1点目が安全で安心な最終処分場、2点目が周辺環境と共生する最終処分場、3点目が地域と融和する最終処分場としております。

まず、安全、安心な最終処分場としては、様々な技術等を導入し、最先端の安全性を確保すること、埋立地を建物で覆う等の最新技術を導入し、災害に強くすること、整備後も組合が責任を持って管理し、透明性の高い施設運営を行うことを挙げております。

2点目の周辺環境と共生する最終処分場としては、周辺の自然環境や生活環境の保全に努め、大気や水、身近な動植物の生息、生育環境に配慮し、また再生可能エネルギーなどを利活用し、環境に優しい最終処分場とすることを挙げております。

3点目の地域と融和する最終処分場としては、周辺の豊かな自然、景観を生かして、地域に融和し、また地域に開かれた最終処分場とすることを挙げております。

続きまして、左側下段の2、施設の概要と配置計画をお願いいたします。表1をごらんください。表1は、施設の概要として、基本的な事項となる埋立対象物や埋立面積等を記載しております。次期最終処分場での埋立対象物は焼却残渣と不燃残渣の2つとし、その他のものは埋立ないということを基本にしております。焼却残渣は、可燃ごみを燃やした後に発生する灰のことです。また、不燃残渣は、粗大ごみ処理施設で破碎し、リサイクル可能なものを分別した後に残る陶器のくずですとかガラスくず、こういったものを指しております。次に、埋立面積については7,560平方メートル、埋立容量は6万立方メートルとしております。埋立容量につきましては、3市町村の協定により、埋立期間が15年間となっているこ

とから、その間の焼却灰等が埋立られるだけの容量を確保しておるところです。埋立工法としてはサンドイッチ工法とし、焼却灰等を埋めた後に覆土を入れ、サンドイッチ状に埋立っていくこととしております。遮水工については、二重遮水シートと漏水検知システムと粘性土を敷設することとしております。こちらにつきましては、後ほどご説明をさせていただきます。浸出水処理施設につきましては、処理能力を1日当たり20立方メートルとしております。被覆施設については、鉄骨平家建て、大きさは東西69メートル、南北126メートルとする計画としております。

右側の表、図1、全体配置図をごらんください。次期最終処分場の施設配置を示させていただきます。まず、用地についてですが、最終処分場用地面積は約3.0ヘクタールとなっております。用地については、建設を予定している場所が山林が主となっております。群馬県の林地開発許可をいただくためには、建物に必要となる面積だけを確保することで足りるものではないので、残置森林等の土地を含める必要が生じております。その部分も含めて設計をしておるところです。

次に、現地の状況になりますが、東西方向に緩やかに傾斜する地形でありますので、なるべく土工量が少なくなるよう施設配置をしております。今回吉岡町に建設する最終処分場は、埋立地のほか、浸出水処理施設、精製塩貯蔵施設、覆土置場、沈砂池を配置する予定であります。敷地中央のピンク色に塗られている部分が埋立地、ピンク色の周りに黒い太枠がございますが、そちらが屋根がかかる部分を示したものでございます。埋立地を屋根、壁で覆うことで灰の飛散を防ぎ、臭気が外に漏れない形となっております。埋立地北西部、左上のほうになるでしょうか、オレンジ色の部分が覆土置場、南西側、左下になる部分、薄い赤色の部分が精製塩の貯蔵施設及び浸出水処理施設、環境学習施設ということで示しております。別棟ではなく1つの建物として整備することを想定しているものでございます。また、敷地の南東側、右下になるでしょうか、そちらが下流側になっておりますので、そちらに沈砂池を配置し、大雨等による土砂流出が生じないようにしておるところでございます。濃い緑色部分が傾斜となるのり面、薄い緑色の部分が残置森林、造成森林部分を表したのり面になっております。

裏面をお願いいたします。上段の図2、断面図についてであります。埋立地は、深さ10メートル、天井高は14メートルほどになっております。埋立地には、丸で囲んだ部分の拡大図で示しておりますとおり、遮水工上部には浸出水の集排水管を設置し、遮水工の下、下部には地下水集排水管を設置いたします。浸出水集排水管は、浸出水を効率的に集排水し、埋立地の外の浸出水処理施設へ導水するもので、空気の流通及びガス抜き機能を兼ねておるものでございます。地下水集排水管は、造成ののり面の崩壊防止と遮水工下部の地下水や湧水、土中で発生するガスを排出させるものであり、重要な施設となっております。また、遮水工の漏水検知機能を併せ持っており、集水した地下水を常時監視することにより、浸出水が地下に流出することがあっても直ちに発見できるようになるものであります。また、屋根についてですが、片面に再生可能エネルギーを活用するための太陽光パネルを設置する予定でございます。

3、最終処分場施設の構成をごらんください。最終処分場は、生活環境の保全上、浸出水の外部流出、地下水汚染、廃棄物の飛散、埋立ガスの発生などを防止しながら、廃棄物を安全に埋立する必要がありますので、図3で示すような主要施設、管理施設、関連施設から構成されております。詳細な内容は今後また基本計画の中で決定していくものとなります。ここでは主要施設の概要についての説明文を記載しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

4、遮水工をごらんください。最終処分場では、焼却灰等からの浸出水が外部に漏えいし、地下水汚染をしないよう遮水工を施します。遮水工については、最終処分場の技術上の基準を定める省令により二重遮水シートを敷設することが求められておりますが、次期最終処分場は、より安全性を考慮して、底面部に粘性土層を50センチメートル敷設すること、また電気式の漏水検知システムを設置して多重安全な遮水工とする計画としております。エコ小野上処分場との主な違いとしては、エコ小野上処分場では二重遮水シートの下部に自己修復材ということで高分子樹脂系のシートを設置しましたが、今回は天然素材であり、劣化等に対する耐久性に優れた粘性土、土を設けることとしたものでございます。

5、浸出水処理施設をごらんください。次期最終処分場では、エコ小野上処分場と同様に、屋根、壁で覆われた被覆施設とすることから、直接雨が焼却灰に当たりませんので、計画的に散水を行うことで焼却灰の安定化を図ってまいります。被覆施設内で散水することで廃棄物に触れた浸出水は浸出水処理施設で高度処理され、処理水につきましては、散水に循環利用されるため、場外には放流しないものとなっております。浸出水処理施設の計画水質を表2、散水循環利用のイメージを図5、水処理フローを図6に示させていただきますので、こちらも後ほどご確認をお願いいたします。

簡単ではございますが、以上が最終処分場施設整備基本計画の概要となっております。よろしくお願いいたします。

議長（安力川信之議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は1人3問まで、自席にて発言をお願いいたします。

ご質疑ありませんか。

10番、廣嶋隆議員。

10番（廣嶋 隆議員） ページ1、平面図において駐車場が指定されておりましたが、駐車場の場所はどこになるか、それと駐車場の車両は何台かどうなのか、お伺いします。

議長（安力川信之議員） 事業課長。

（事業課長外丸正一登壇）

事業課長（外丸正一） 廣嶋議員から駐車場について質疑いただきました。駐車場につきましては、この図には記載はしてございませんけれども、現在考えておりますのは、覆土置場のところで考えております。覆土の量ですけれども、駐車場を設けられるような覆土の量で考えております。

駐車できる台数ですけれども、通常ですと観光ではなくて視察に来る大型自動車等も来ますので、大型自動車等が止められることと、あとそのほかに5台ぐらいは止められるようなことで考えております。

議長（安力川信之議員） 10番。

10番（廣嶋 隆議員） 続いて、図面の2ページ、図面2の断面図において屋根の屋上に太陽光施設を設置とありますが、この太陽光施設の発電量というのですか、それとこれを何に使うのか、それと蓄電装置を設けるのか、その辺をお伺いいたします。

議長（安力川信之議員） 事業課長。

（事業課長外丸正一登壇）

事業課長（外丸正一） 廣嶋議員より太陽光発電施設について質疑いただきました。まず、この建物ですけ

れども、群馬県の環境の条例があると思うのですけれども、それにはまず該当しない建物と考えられます。というのも、あの条例ですと居室を有する建物が対象となってきますので、対象外となりますけれども、太陽光施設は設置すると考えております。

太陽光施設の用途ですけれども、現在なかなか東京電力と売電のほう調整が難しい状況でありますので、場内で使用することで考えております。蓄電のほうは考えていません。

発電容量なのですけれども、後ほどお答えさせていただきます。

議長（安カ川信之議員） では、発電量は後で説明をお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安カ川信之議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告事項（２）、一般廃棄物処理施設整備スケジュールの進捗についての説明を求めます。

島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） それでは、一般廃棄物処理施設整備スケジュールの進捗についてご説明を申し上げます。

１ページをごらんください。１、一般廃棄物処理施設整備スケジュールについてであります。組合が所有、管理する一般廃棄物処理施設には、主なものとしまして、ごみ中間処理施設である清掃センター、最終処分場であるエコ小野上処分場、し尿処理施設である環境クリーンセンターがございます。清掃センター、環境クリーンセンターは建設から長年が経過し老朽化が進んでおり、エコ小野上処分場は埋立満了が近づいていることから、現在更新時期を迎えておるところです。一方で、一般廃棄物処理施設の整備には多額の経費が必要となることや、全ての施設を同時期に更新することが難しい状況であるため、財政平準化や現施設の安定的な稼働等を考慮しながら計画的に事業を進める必要がございます。

こうしたことから、一般廃棄物処理施設整備スケジュールを取りまとめ、令和４年２月２２日の議員全員協議会で報告をさせていただいております。今般、施設整備に係る進捗状況として、次の２から４までのそれぞれの事業について、令和７年度に行うもの、また併せまして今後のスケジュールについて一括してご説明をさせていただきたいと思っております。この後につきましては、添付のスケジュール表をごらんいただければと思っておりますので、お願いいたします。

カラー版のＡ３判サイズのものでございます。スケジュールの上段、清掃センター長寿命化事業をお願いいたします。清掃センターは、平成５年の供用開始から３０年以上が経過し、施設の老朽化が見られていることから、今後も安定したごみ処理体制を確保するため基幹的設備改良工事を行い、約１５年間の施設延命化を目指しております。なお、基幹的設備改良工事では、ごみの焼却施設部分についてのみ工事を行う計画であり、粗大ごみ処理施設部分は対象としておりません。

スケジュールとしましては、令和６年度に、基幹的設備改良工事について、国の循環型社会形成推進交付金を活用するための要件とされております長寿命化総合計画を策定し、令和７年度に工事に向けた発注支援業務を委託、令和８年度から令和１０年度にかけて基幹的設備改良工事、工事の施工監理業務を委託するという予定になっております。現在は、基幹的設備改良工事を実施するための準備として、令和６年度、

7年度の2か年にかけて清掃センター長寿命化総合計画策定及び発注支援業務を委託しているところとなっており、長寿命化総合計画の策定が完了いたしましたので、令和7年度は工事に向けた発注支援業務を開始するものであります。発注支援業務では、長寿命化総合計画に基づき、基幹的設備改良工事に向けた見積もり用設計書の作成や発注仕様書の作成等を行うものとなります。

中段の最終処分場建設事業をごらんください。現在稼働中の最終処分場、エコ小野上処分場は、埋立計画期間を15年間として建設され、平成26年12月の供用開始から15年となる令和11年12月には埋立容量が満了となる見込みとなっております。このため、新規に最終処分場を建設するものとなります。なお、次期最終処分場は、3市町村の協定により、議員の皆さんもご承知のとおり吉岡町に建設するというところでございます。

スケジュールといたしましては、令和6年度に施設整備基本計画を策定、測量業務及び地質調査を実施し、令和7年度には基本設計、令和8年度には実施設計、環境影響調査、令和9年度から令和11年度にかけて建設工事、施工監理業務を委託するものであります。進捗といたしましては、令和6年度に施設整備基本計画の策定は完了いたしました。測量業務については、関係者との調整に時間を要していることから、履行期間内に履行できない業務が生じております。そのため、令和7年2月議会で繰越しをさせていただいたところでございます。令和7年度につきましては、基本計画に基づき基本設計を作成するほか、購入予定地について不動産鑑定評価を委託し、評価額が確定いたしましたら本格的な用地交渉を開始いたします。用地交渉開始前に、地権者に対しては補償関係についての説明会開催を予定しております。

下段のし尿処理施設建設事業をごらんください。環境クリーンセンターは、昭和58年の供用開始から41年が経過し、施設の老朽化が著しいため、令和17年度の新施設供用開始を目指しております。建物本体は、内外に経年劣化や雨漏り、ひび割れ等があるものの構造自体はおおむね健全であることや、運転管理者への聞き取りから、適切な維持整備を行うことで50年程度の使用は可能と判断をしております。令和7年度は、施設整備を本格的に進めるための準備として、新施設を整備するに当たり、今後の処理方式や運用、維持管理、経済効率等を考慮するとともに、地域における施設の在り方、他施設との連携等を踏まえた施設整備を行うための基本構想を策定する方針でございます。現段階で、新施設の更新は、現在あります環境クリーンセンターの敷地の中、もしくは環境クリーンセンター南側にプールの跡地がございますので、そちらを検討したいと考えているところであります。こちらの話につきましては、既に環境クリーンセンター周辺の住民で組織された連絡協議会に伝えております。基本構想が策定できましたら改めて住民説明会を行い、これ以降は合意形成に努めてまいりたいと考えております。合意形成ができましたら、基本計画や基本設計等の建設に向けた準備を進めてまいります。今後も基本的にはこのスケジュールに基づき進めていき、順次見直しをする必要がある場合、見直しをしていきたいと思っておりますので、議員の皆様のご理解もお願いいたします。

以上で、簡単でございますが、スケジュールの進捗についての説明を終わりにさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（安力川信之議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安力川信之議員) ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告事項(3)、緊急消防援助隊について説明を求めます。

山田消防長。

(消防長山田知巳登壇)

消防長(山田知巳) 緊急消防援助隊についてご説明をさせていただきます。先般開催されました2月定例会において、緊急消防援助隊の出動に係る経費等について資料の求めがありましたので、議員全員協議会の資料により説明させていただきます。また、令和7年2月に発生した岩手県大船渡市の林野火災へ緊急消防援助隊群馬県隊として職員を派遣しましたので、活動概要等について併せて報告させていただきます。

議員全員協議会資料、緊急消防援助隊についての1ページをお願いいたします。初めに、緊急消防援助隊は、消防組織法第44条の規定により、消防庁長官の指示または求めにより出動いたします。指示と求めは、災害の規模や種類、状況に応じ消防庁長官により判断されるもので、指示は、これに応じる法的拘束力が生じ、求めは、応じるか否か、自主性が尊重されるものとなります。このことから、出動の指示の場合は国が出動に係る経費を負担し、求めの場合は、原則受援市町村が負担するところを一般財団法人全国市町村振興協会が代わりに負担することとされています。

次に、令和7年度緊急消防援助隊予算の内訳についてご説明申し上げます。予算額は、2月定例会でご議決いただきました令和7年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合予算の緊急援助隊事業、食糧費として30万円を計上してございます。内訳は、緊急消防援助隊出動の差し当たりの費用として20万円、緊急消防援助隊派遣時の使用する備蓄食糧の期限切れ等による更新費用10万円でございます。出動に際し不足する費用については、既決予算での流用等により対応することとしております。

次に、令和6年1月に発生した能登半島地震に当消防本部から緊急消防援助隊として隊員を派遣しましたが、活動概要と実際にかかった経費等についてご説明させていただきます。初めに、活動概要でございますが、令和6年1月1日から1月10日まで、延べ10日間にわたり、消火小隊1隊4名、救急小隊1隊3名、後方支援小隊1隊3名の計3隊10名を第1次隊から第4次隊までローテーションで派遣し、計40名の職員が金沢市、能登町及び輪島市等で活動いたしました。要した経費につきましては、職員の各種手当が297万133円、旅費が64万1,900円、寝袋のクリーニング代が2万4,000円、ガソリン等の燃料費が24万8,237円、消耗品費が9万6,823円、食糧費等のその他の物件費として28万1,615円、合計426万2,708円でした。能登半島地震への出動については、消防庁長官からの出動の指示でしたので、経費については国から負担金として支払われ、収入済みとなっております。下段の表は、経費請求の流れの概略図でございます。ごらんいただくことで説明は省略させていただきます。

2ページをお願いいたします。上段の緊急消防援助隊出動に係る広報についてご説明いたします。緊急消防援助隊として当消防本部から出動した場合には、管内の消防、救急体制について圏域住民の皆様がご心配されるかと思っておりますので、出動の概要と管内での出動体制を維持している旨、消防本部ホームページにて広報しております。また、緊急消防援助隊の出動や活動状況を広く住民の皆様へ広報するため、消防本部ホームページへの掲載、記者クラブへの投げ込み、市町村広報誌への掲載依頼を行ってまいります。

救急救命講習や消防訓練及び地域防災訓練など、職員が出向し講話を行う場において被災地の状況や活動状況などをお話しさせていただき、消防防災に関する意識の高揚を図ってまいります。岩手県大船渡市の林野火災に伴う緊急消防援助隊の派遣に当たっては、随時、派遣状況等について消防本部のホームページでお知らせし、最終報として活動の終了と概要をお知らせさせていただいたところでございます。

中段には緊急消防援助隊の創設に至った経緯及び目的を記載してございます。

下段の図は、消防組織法で規定される緊急消防援助隊の要請から出動までの流れを図示したものでございます。

3ページをお願いいたします。続きまして、令和7年2月に発生した岩手県大船渡市の林野火災へ緊急消防援助隊群馬県隊として職員を派遣しましたので、活動概要等についてご報告させていただきます。1の火災覚知日時等ですが、覚知日時は令和7年2月26日13時02分に大船渡地区消防組合消防本部で覚知しております。鎮圧日時は3月9日17時と発表されております。覚知から鎮圧まで12日間、いまだ鎮火に至っていない状況でございます。

2の出火場所ですが、岩手県大船渡市赤崎町合足地内とされております。

3の出火原因は調査中となっております。

4の被害状況、3月19日現在の数値となりますが、(1)の林野被害は約2,900ヘクタールで、今後の調査により面積が増減いたします。当洪川広域圏の面積が2万8,865ヘクタールでございますので、広域圏の約10%の面積が焼失したこととなります。

(2)の人的被害は、死者1人と発表されています。

(3)の住家及び非住家被害ですが、大船渡市の発表では、住家102棟、うち全壊76棟、住家以外108棟、うち全壊95棟とされております。こちらも今後の調査により増減いたします。

5の避難指示等の発令状況ですが、発令されていた避難指示は3月10日に全て解除となっております。

6の緊急消防援助隊の活動等ですが、(1)の規模につきましては、3月4日現在で14都道府県、546隊、2,043人規模でしたが、3月10日には12道県、288隊、1,052人と縮小され、直近3月19日現在では5道県、51隊、201人規模と消防庁から発表されております。

(2)の緊急消防援助隊群馬県隊についてでございますが、2月27日23時03分に消防庁長官から出動の求めがあり、約3時間後の28日午前2時に太田市消防本部東部消防署に各消防本部等の出動隊が集結し、同日の午前9時15分には災害現場にて活動を開始したものでございます。以降、活動を継続し、3月10日、11日間の緊急消防援助隊群馬県隊としての活動を終了し、現地にて群馬県隊解散式を実施した後に各消防本部等へ帰隊となりました。

(3)の洪川広域消防本部派遣状況ですが、消火小隊1隊4名及び後方支援小隊1隊3名を第1次派遣隊の2月28日から第4次派遣隊の活動終了となる3月10日まで、延べ8隊、28名の職員を派遣したところでございます。基本的にテントでの野営となるところですが、近隣ではライフラインも確保されていたことから、大船渡市の隣町であります岩手県気仙沼郡住田町生涯スポーツセンターを群馬県隊、埼玉県隊及び千葉県隊の3県で宿营地としてお借りし、活動したものでございます。

4ページをお願いいたします。7の今回の出動に係る経費ですが、概算ではございますが、職員の各種手当が118万1,698円、旅費が64万1,900円、燃料費が15万9,074円、消耗品費が2,422円、食糧費等のその

他の物件費として15万1,741円、合計で213万6,835円でございます。経費の負担についてですが、今回の緊急消防援助隊派遣につきましては消防庁長官からの出動の求めによるものであるため、一般財団法人全国市町村振興協会が負担することとなっております。

5ページをお願いいたします。こちらの図は、第1次派遣隊から第4次派遣隊の出動経路を示したものでございます。左の図の第1次派遣隊の出動経路ですが、消火小隊は現場活動に入るため大船渡市綾里小学校へ直行し、後方支援小隊は野営場所開設のため住田町生涯スポーツセンターへ直行いたしました。

右の図は、第2次派遣隊から第4次派遣隊までの出動経路を示したもので、第2次派遣隊から第3次派遣隊までは群馬県が借り上げたバスにより住田町生涯スポーツセンターまでの送迎となり、第4次派遣隊は借り上げバスにより宿营地まで行き、活動終了後、資機材の撤収を行い、消防ポンプ車及び支援車により帰隊いたしました。各隊とも500キロを越す道のりで、移動に約9時間を要したものでございます。

6ページをお願いいたします。こちらの図は、宿営場所から活動に当たった進出拠点までの経路図でございます。宿営場所である住田町生涯スポーツセンターから進出拠点の大船渡市の綾里小学校まで片道で約50キロメートルあり、約1時間を要しました。綾里小学校までの経路として北回りと南回りのルートがございますが、第1次隊は経路における火勢が強く北回りのルートとなり、第2次隊からは南回りのルートとなりました。

7ページをお願いいたします。こちらの赤丸の部分は、群馬県大隊及び渋川消防の隊が活動したエリアで、それぞれ活動した日付が記載してございます。進出拠点である綾里小学校の体育館には地元の大船渡消防や各県の大隊指揮本部、警察、市の職員などが集まり現地調整を行い、延焼状況に応じ、活動場所が調整本部より下命されたものでございます。

8ページをお願いいたします。写真1及び2は、第1次隊が進出拠点である綾里小学校向け走行中に隊員が撮影したもので、山林のあちらこちらから広範囲に白煙が上昇している状況でございます。

9ページをお願いいたします。写真3は、南回りで綾里小学校へ向かう途上に撮影したもので、道路には他県隊が消火で使用した消防ホースが置かれております。下の写真のグリッドを記入した地図は、応援している全緊急消防援助隊が共通の地図を用い、4方面隊編成として活動担当エリアをグリッドに示した地図となります。各方面ごとに24時間体制で夜を徹しての消火活動を実施いたしました。

10ページをお願いいたします。写真5は第1次派遣隊が撮影したのですが、林野火災特有の帯状に延焼している状況です。写真6の道路には先に活動していた隊の消防用ホースが置かれていますが、一度消火した現場が再燃し、風向や風速の変化により延焼拡大が進み、一旦退避となった現場となります。

11ページをお願いいたします。写真7及び8は、山林内での消火活動状況でございます。消防車両から消防ホースの延長が困難な奥深い山林内では、約18リットルの水を背負うことができるウオータージャケットを着用し、写真8のように地道な消火活動を行います。また、スコップなどで土をかける窒息消火等も実施してきたところでございます。

12ページをお願いいたします。写真9は、宿営場所の住田町生涯スポーツセンターでございます。ごみの処理や施設のシャワーの使用など、町の手厚いご支援、ご協力をいただきました。写真10は、エントランスに掲示された「緊急消防援助隊の支援に感謝！！」の掲示ですが、この言葉により隊員は士気が上がり、苛酷な現場活動での活動が続けられたと聞いております。

13ページをお願いいたします。写真11は、住田町生涯スポーツセンター内の宿営状況でございます。このように簡易ベッドを設置し、寝袋に入り仮眠をいたします。写真手前が群馬県隊で、その奥が千葉県隊、さらにその奥が埼玉県隊の宿営状況となります。

最後となりますが、消防本部から派遣した延べ28名は事故及びけがもなく帰隊いたしましたことをご報告させていただきまして、緊急消防援助隊に係る報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（安カ川信之議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安カ川信之議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

先ほど（1）で廣嶋隆議員からの質疑に対する答弁を求めます。

事業課長。

（事業課長外丸正一登壇）

事業課長（外丸正一） 先ほど廣嶋議員の質疑の中で発電量はいかほどかという質疑を受けました。この建物の屋根の半分に太陽光発電を設置した場合、全面で200キロワットとなりますけれども、使用する必要量だとかそういうことを基本設計とか実施設計等で検討して、必要量を設定していきたいと考えております。以上です。よろしくお願いいたします。

閉 会

議長（安カ川信之議員） 以上で本日の議事は終了いたしました。

これをもって議員全員協議会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前11時10分